

准看護師免許証再交付申請手続

1 概要

准看護師の免許を受けた方で、准看護師免許証を亡失又はき損した場合に准看護師免許証の再交付を申請する手続きです。

2 申請書以外の提出書類について

(1) 戸籍抄（謄）本又は住民票の写し

※発行の日から6か月以内のものをつけてください。コピーは不可です。

※住民票については、本籍が記載されており、マイナンバーの記載のないものに限ります。

(2) 准看護師免許証原本（き損の場合に限る）

3 申請書の書き方について

- ・文字はかい書で正確に記入してください。
- ・本籍は都道府県名のみ記入してください。
- ・氏名は戸籍抄（謄）本又は住民票を参照し記入してください。

4 免許手数料の納め方について

(1) 山形県の准看護師免許の場合

免許手数料として、**4,100 円分の山形県証紙**を御用意願います。

なお、県証紙は絶対に消印しないでください。

(2) 他都道府県の准看護師免許の場合

他都道府県の准看護師免許を有する方で、就業地または住所地が山形県内にある方は、山形県を経由して准看護師免許を受けた都道府県に申請書類を送付することになります。手数料については、各都道府県で異なりますので、受付窓口で確認のうえ、郵便為替で御用意ください。

5 申請書類の提出方法について

准看護師免許証再交付申請書、2の提出書類、4の免許手数料分の山形県証紙又は郵便為替を、就業地又は住所地を管轄する保健所へ提出してください。